

仙台市運賃協議分科会設置要綱の制定及び仙台市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

1 道路運送法の改正概要 (R5. 10. 1 施行) について

- (1) 道路運送法改正に伴い、従来、地域公共交通会議(以下「交通会議」という)にて協議されていた協議運賃について、独占禁止法上のカルテルにあたらないよう、別の協議会を設置し、会議構成員を限定したうえで運賃を協議することとなった。(道路運送法第 9 条第 4 項)
- (2) 道路運送法改正に伴い、当該運賃の協議をするときは、あらかじめ住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることとなった。(道路運送法第 9 条第 5 項)

《対応》

上記(1)より、道路運送法第 9 条第 4 項に定める協議会として、別添の分科会設置要綱(案)に基づく「仙台市地域公共交通会議 運賃協議分科会」を、協議運賃を定めようとする運行事業者ごとに設置する必要があるため、当分科会を必要に応じて設置する。

上記(2)より、道路運送法第 9 条第 5 項の規定に伴い、当該分科会において住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するため、あらかじめ仙台市ホームページにて利害関係者含め広く意見徴収を行うほか、検討会において地域からの意見徴収を行い、意見があった場合は参考意見として当分科会での協議に反映させる。

【参考】交通会議及び分科会の開催イメージについて (別紙 1 参照)

2 仙台市運賃協議分科会 (案)

- (1) 協議事項：地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃の協議に関すること
- (2) 組織構成：法第 9 条第 4 項に掲げる構成員および学識経験者

法第 9 条第 4 項に掲げる構成員	運賃協議分科会
一 当該路線等をその区域に含む市町村	・ 仙台市都市整備局総合交通政策部長
二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	・ 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
三 当該路線等を管轄する地方運輸局長	・ 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局 首席運輸企画専門官
四 第一号に規定する市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者	・ 交通会議委員(市民・利用者代表) ・ 学識経験者(※オブザーバー)(東北工業大学工学部都市マネジメント学科 准教授)

※任期：交通会議と同じ期間(2年間)

(3) 交通会議と運賃協議分科会の関係性：

①交 通 会 議：運賃以外に関する運行内容を協議

②運賃協議分科会：当運行内容に関する運賃を協議

※運賃協議分科会の開催は、交通会議の終了後（同一日）を想定

※運賃協議分科会は、分科会における協議結果を交通会議へ報告する

(4) 法第 9 条第 5 項の措置：仙台市ホームページでの意見徴収、検討会による地域からの意見徴収

(5) 仙台市運賃協議分科会設置要綱（案）：別紙 2 参照

3 仙台市地域公共交通会議設置要綱の一部改正（案）

(1) 改正目的：運賃の協議について、交通会議ではなく運賃協議分科会において実施するため

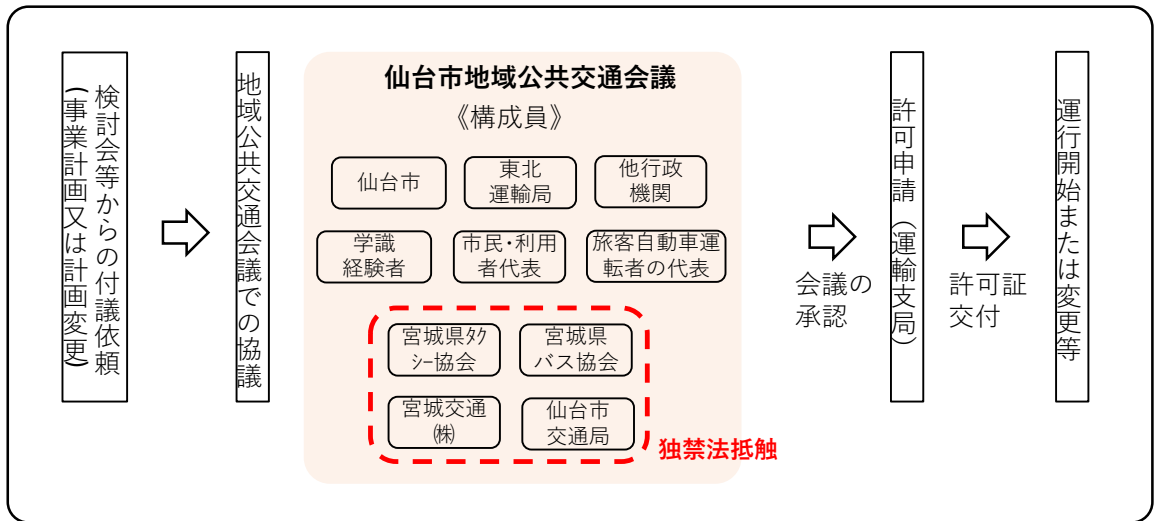
(2) 改正事項：・交通会議設置要綱第 2 条第 1 項から、運賃の協議に関する記載を削除

・同要綱第 7 条第 1 項及び第 2 項に、運賃の協議及び分科会に関する記載を追加

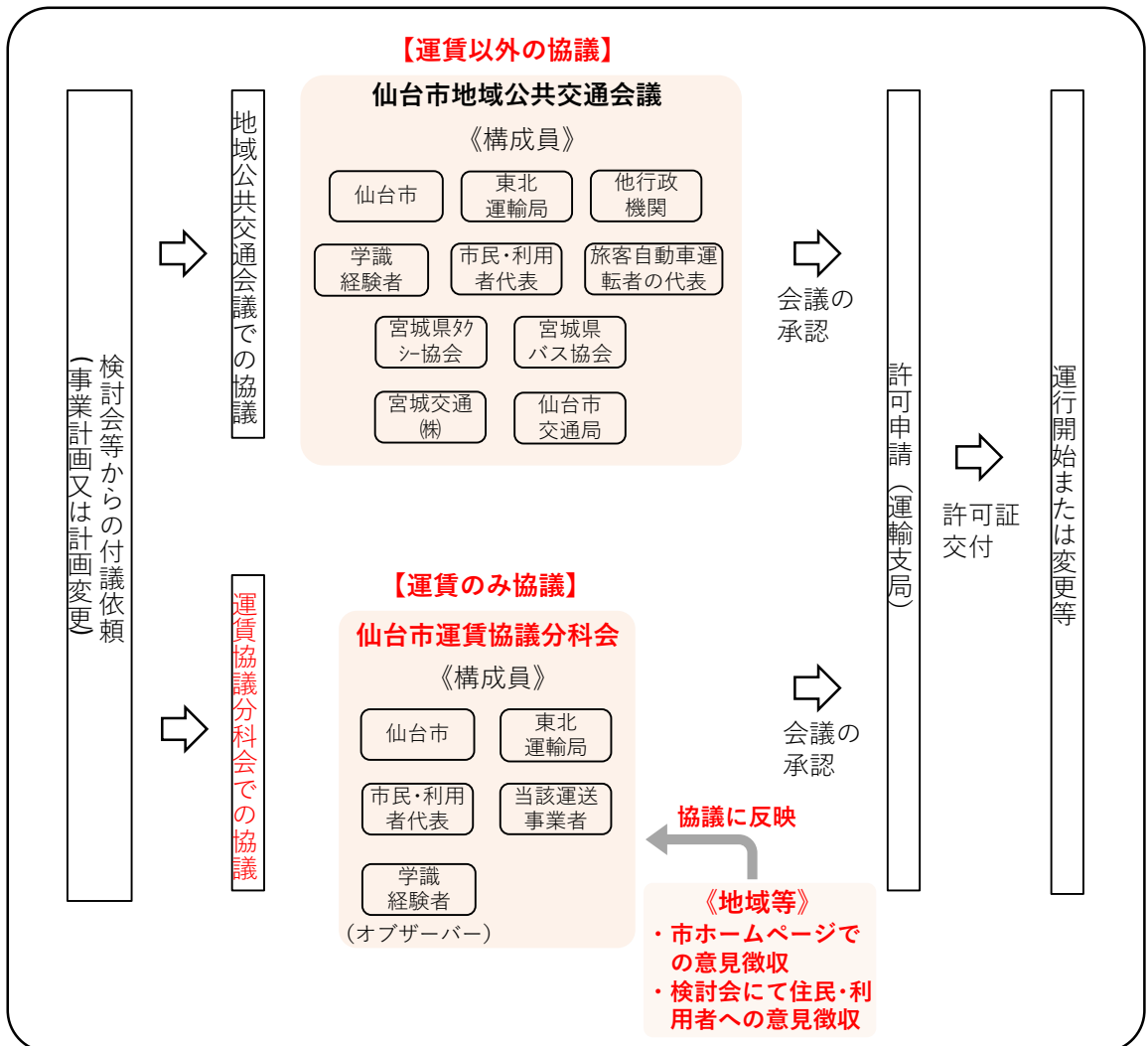
(3) 仙台市地域公共交通会議設置要綱（案）：別紙 3 参照

■交通会議及び分科会の開催イメージについて

(1) これまでの運用



(2) 今後の運用（令和7年4月以降）



仙台市運賃協議分科会設置要綱（案）

（令和7年 月 日 市長決裁）

（設置）

第1条 仙台市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第4条における国土交通大臣の許可を受ける事業において、法第9条第4項の規定に基づき、同条同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、仙台市地域公共交通会議設置要綱（以下「会議要綱」という。）第7条第1項に規定する分科会として設置する。

（協議事項）

第2条 分科会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃の協議に関すること。

（組織）

第3条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- （1）仙台市都市整備局総合交通政策部長
- （2）当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
- （4）住民又は利用者の代表

2 分科会構成員の任期は、仙台市地域公共交通会議設置要綱第4条に準じる。

（会長）

第4条 分科会に会長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、仙台市都市整備局総合交通政策部地域交通推進課長が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会長は、必要に応じて運賃協議分科会の会議（以下、「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 分科会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 分科会の議事は、原則として出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集するのが困難なときその他やむを得ない事情があるとき、委員に書面を送付し協議することをもって会議に代えることができる。

（公開）

第6条 分科会は、原則として公開とする。ただし、会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議した際は、この限りではない。

２ 分科会に関する情報は仙台市のホームページ等を利用して公表する。

（協議結果の取扱い）

第７条 分科会において協議が調った事項について，関係者はその結果を尊重し，当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

２ 分科会において協議が調った事項は，仙台市地域公共交通会議に報告する。

（庶務）

第８条 分科会の庶務は，仙台市都市整備局総合交通政策部地域交通推進課において処理する。

附 則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

仙台市運賃協議分科会設置要綱の制定に関する新旧対照表

制定案	現行
○<u>仙台市運賃協議分科会設置要綱</u> 令和7年3月 日 <u>(設置)</u> <u>第1条 仙台市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号、以下「法」という。）第4条における国土交通大臣の許可を受ける事業において、法第9条第4項の規定に基づき、同条同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、仙台市地域公共交通会議設置要綱（以下「会議要綱」という。）第7条第1項に規定する分科会として設置する。</u> <u>(協議事項)</u> <u>第2条 分科会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。</u> <u>（1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃の協議に関すること。</u> <u>(組織)</u> <u>第3条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。</u> <u>（1）仙台市都市整備局総合交通政策部長</u> <u>（2）当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</u> <u>（3）国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者</u> <u>（4）住民又は利用者の代表</u> <u>2 分科会構成員の任期は、仙台市地域公共交通会議設置要綱第4条に準じる。</u> <u>(会長)</u> <u>第4条 分科会に会長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。</u> <u>2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。</u> <u>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、仙台市都市整備局総合交通政策部地域交通推進課長が、その職務を代理する。</u>	(なし)

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて運賃協議分科会の会議（以下、「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 分科会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 分科会の議事は、原則として出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集するのが困難なときその他やむを得ない事情があるとき、委員に書面を送付し協議することをもって会議に代えることができる。

(公開)

第6条 分科会は、原則として公開とする。ただし、会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議した際は、この限りではない。

2 分科会に関する情報は仙台市のホームページ等を利用して公表する。

(協議結果の取扱い)

第7条 分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 分科会において協議が調った事項は、仙台市地域公共交通会議に報告する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、仙台市都市整備局総合交通政策部地域交通推進課において処理する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

仙台市運賃協議分科会委員名簿（案）

【任期：令和7年7月31日まで】

	所属・役職名	ふりがな 氏 名	備 考
会 長	仙台市都市整備局 総合交通政策部長	みずたに てつや 水 谷 哲 也	
行政機関	国土交通省 東北運輸局 宮城運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査部門）	せきざわ きょうこ 関 澤 京 子	
市民・利用者代表	仙台市連合町内会長会 副会長	さいとう かずひら 齋 藤 和 平	
〃	特定非営利活動法人 仙台・みやぎ消費者支援ネット理事	ささき えつこ 佐々木 悦 子	
〃	株式会社ばとん コーディネーター	まかべ さおり 真 壁 さおり	
当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	事業者	
学識経験者	東北工業大学工学部 都市マネジメント学科 准教授	とまり なおゆき 泊 尚 志	オブザーバー

【令和7年 月 日時点】

仙台市地域公共交通会議設置要綱（案）

（平成 23 年 2 月 23 日 市長決裁）

（設置）

第 1 条 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、仙台市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 交通会議は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 仙台市都市整備局総合交通政策部長
- (2) 仙台市建設局道路部長
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 社団法人宮城県バス協会の代表
- (5) 社団法人宮城県タクシー協会の代表
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (9) 宮城県知事が指名する者
- (10) 宮城県警察本部長が指名する者
- (11) 学識経験者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 特別の事項を協議し、及び調整するため必要があると認めるときは、交通会議に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関して精通する者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議及び調整が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第 5 条 交通会議に会長を置き、仙台市都市整備局総合交通政策部長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、必要に応じて交通会議の会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に対し、交通会議において意見を述べることを求めることができる。

5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり会議を招集するのが困難なときその他やむを得ない事情があるとき、又は次に掲げる事項を協議するときは、委員に書面を送付し協議することをもって会議に代えることができる。

(1) 運行時刻の変更

(2) 運行回数を増加する変更（変更前の運行回数に 1.4 を乗じて得た回数の範囲内で増加するものに限る。）

(3) 停留所の新設又は位置若しくは名称の変更

(分科会)

第 7 条 交通会議は、第 2 条各号に掲げる事項及び運賃、料金等について協議するため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(合同の地域公共交通会議)

第 8 条 市長は、仙台市と他市町にまたがる一般乗合旅客運送事業又は市町運営有償運送に係る事項について、関係市町の市町地域公共交通会議と協議の上、必要に応じて合同で地域公共交通会議を開催するものとする。

(協議結果の取扱い)

第 9 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 10 条 交通会議の庶務は、仙台市都市整備局総合交通政策部地域交通推進課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 4 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 16 日改正）

この改正は、令和 2 年 12 月 16 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 9 日改正）

この改正は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 日改正）

この改正は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

仙台市地域公共交通会議設置要綱の一部改正に関する新旧対照表

改正案	現行
○仙台市地域公共交通会議設置要綱 平成23年3月4日 改正 令和2年12月16日 令和3年3月19日 令和7年3月 日 (設置) 第1条 (略) (所掌事務) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様_____等に関する事項 (略) (分科会) 第7条 交通会議は、<u>第2条各号に掲げる事項及び運賃、料金等について協議するため、必要に応じて分科会を設置することができる。</u> 2 <u>この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、別に定める。</u> (略) <u>附 則 (令和7年3月 日改正)</u> <u>この改正は、令和7年4月1日から施行する。</u>	○仙台市地域公共交通会議設置要綱 平成23年3月4日 改正 令和2年12月16日 令和3年3月19日 — (設置) 第1条 (略) (所掌事務) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様<u>及び運賃、料金</u>等に関する事項 (略) (分科会) 第7条 交通会議は、必要に応じて分科会を設置することができる。 2 分科会の構成員は、交通会議が必要と認める者で会長が指名するものとする。 (略) 附 則 (令和3年3月19日改正) この改正は、令和3年4月1日から施行する。

仙台市地域公共交通会議委員名簿

【任期：令和７年７月３１日まで】

	所属・役職名	ふりがな 氏 名	備考
会 長	仙台市都市整備局 総合交通政策部長	みずたに てつや 水 谷 哲 也	
学識経験者 (会長職務代理者)	東北工業大学工学部 都市マネジメント学科 准教授	とまり なおゆき 泊 尚 志	
市民・利用者代表	仙台市連合町内会会長 副会長	さいとう かずひら 齋 藤 和 平	
〃	特定非営利活動法人 仙台・みやぎ消費者支援ネット理事	ささき えつこ 佐々木 悦 子	
〃	株式会社ばとん コーディネーター	まかべ 真 壁 さおり	
事業者代表	宮城交通株式会社 営業本部 部長兼営業部長	わきた あつし 脇 田 淳	
〃	仙台市交通局 自動車部長	みうら たかゆき 三 浦 孝 行	
〃	公益社団法人 宮城県バス協会 専務理事	きむら かずひろ 木 村 和 博	
〃	宮城県タクシー協会仙台地区総支部 経営委員長	いたがき ひろし 板 垣 博	
旅客自動車 運転者の代表	宮城県交通運輸産業労働組合協議会 事務局次長	いちかわ たくみ 市 川 卓 海	
行政機関	国土交通省 東北運輸局 宮城運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査部門）	せきざわ きょうこ 関 澤 京 子	
〃	宮城県企画部地域交通政策課 主幹（班長）	ちば たかし 千 葉 高 嗣	
〃	宮城県警察本部 交通部 交通規制課長	あべ ひろし 阿部 博	
〃	仙台市建設局 道路部長	かさい よしと 河 西 義 人	

【令和７年１月７日時点】